

美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和5年3月3日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

- (1) 契約（令和4年度分）
- (2) 補助金の交付（令和4年度分）

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

(2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
- ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

5 監査の実施内容

令和5年2月3日から2月6日までの2日間、議員控室、南郷庁舎201会議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1 から 5 まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

各課とも監査を受けるという意識があり、令和 4 年 10 月の定期監査において監査委員が要請した各書類が整然と整備されていた。その書類整理の中で不備、落丁等に気づいた点もあったと思う。これも内部統制に役立つものであり、日々のチェック機能を充実させてもらいたい。

(1) 契約

- ① 請書のある契約に発注書が作成されていないものが散見された。

請書とは発注に対して承諾する引受書であり、発注書と請書がそろって契約が成立することになる。

請書がある契約を締結する場合は、必ず発注書を作成すること。

なお、発注書と請書の日付が前後しないよう注意すること。

- ② 契約書に記載すべき契約金額の支払方法が仕様書に記載されている。

仕様書とは、一般的には製品・サービス等の契約物の認識に齟齬が生まれないように説明を付け加える補完文書であり、仕様書にはその目的の内容のみを記載するものである。

契約書に記載すべき支払方法等の重要な内容は、契約書に記載すること。

(2) 補助金の交付

補助金の交付事務は適正に行われているものと認められる。

なお、国の持続化給付金の不正受給が全国的に発生している状況に鑑み、不正受給防止の観点から交付後のサンプル調査等で追跡確認することを望むものである。